西郷隆盛生誕200年・没後150年を契機とした旅行商品造成・販売業務委託　仕様書

１　業務の名称

西郷隆盛生誕200年・没後150年を契機とした旅行商品造成・販売業務

２　業務の目的

令和９年度は西南戦争150年、西郷隆盛生誕200年・没後150年となることを契機として、鹿児島県の歴史・文化等に対する関心を高め、県内外からの観光誘客及び県内周遊の促進を図るため、魅力ある旅行商品の造成を推進する。

旅行会社等が有する旅行商品の企画・造成能力、販売網及び観光関連事業者とのネットワークを活用し、専門ガイド付きの特別ツアーや高級宿泊施設等と連携した旅行商品を造成・販売することにより、誘客促進及び観光消費額の拡大を図る。

３　業務期間

契約締結日から令和９年３月３１日まで

４　業務内容

⑴　旅行商品造成に向けた企画・調整

受託者は、自社の旅行商品造成及び販売に関する知見を活用し、鹿児島県の歴史・文化等の観光資源を組み合わせた旅行商品を企画すること。

企画に当たっては、既存の観光素材、ガイド、宿泊施設、観光関連事業者等を積極的に活用し、実現可能性を重視すること。

⑵　旅行商品の造成

①　西郷隆盛は、生誕から西南戦争まで含めたその生涯において、島津斉彬や大久保利通、勝海舟など明治維新に関わる重要な人物との関わりがあったほか、奄美大島や沖永良部島などの県内各地はもとより、熊本県や宮崎県、山形県鶴岡市など幅広い地域の人々との交流もあった。こうした西郷隆盛の生誕から西南戦争までのストーリー性を踏まえた旅行商品を企画する。

②　次の内容を基本として、付加価値の高い旅行商品を２商品以上造成すること。

ア　専門ガイド付き特別ツアー：１商品以上

西郷隆盛ゆかりの地や幕末・明治維新期の歴史・文化資源等を活用し、専門的な解説や特別な体験を提供する旅行商品を造成すること。

イ　高級宿泊施設等と連携した旅行商品：１商品以上

県内の高級宿泊施設等と連携し、宿泊、食、歴史・文化体験等を組み合わせた旅行商品を造成すること。連泊や周遊につながる行程を検討し、県内滞在の長期化を図ること。

なお、ア及びイの要件を一つの旅行商品で満たすことも可能とする。ただし、造成する旅行商品は合計２商品以上とする。

③　商品造成に当たっての留意事項

旅行商品ごとに、ターゲット、商品コンセプト、行程、販売価格、催行条件、販売

方法及び連携事業者を明確にすること。なお、各商品の具体的な内容については、受託者の企画提案を踏まえ、委託者と協議の上、決定すること。

⑶　旅行商品の販売準備、販売開始及びプロモーション

ア　造成した旅行商品について、販売主体、販売価格、予約受付方法、販売時期及び催行条件等を整理すること。

イ　旅行会社のウェブサイト、旅行予約サイト、店舗その他適切な販売経路を活用し、履行期間内の販売及び催行を行うこと。

ウ　販売開始に必要な商品紹介文、行程表、写真その他の販売促進素材を準備すること。

エ　販売に必要な宿泊施設、ガイド、交通事業者等との調整を行い、実際の販売・催行が可能な体制を整えること。

オ　造成した旅行商品のターゲットに応じて、旅行会社のウェブサイト、SNS、旅行情報媒体その他適切な媒体を活用した情報発信及び販売促進を行うこと。

カ　プロモーションの実施に当たっては、鹿児島市が作成している、西郷隆盛生誕 200 年・没後 150 年記念ロゴマーク（ロゴのみ）を使用することとし、使用方法、掲載箇所その他必要な事項について、事前に事務局と協議すること。なお、ロゴマークの使用に当たっては、鹿児島市が定める使用ガイドラインに基づき適正にすること。

キ　契約期間終了後も継続的な販売及び催行が可能となるよう、販売主体、販売方法、連携事業者との役割分担その他必要な事項を整理すること。

⑷　業務報告

受託者は、業務完了時に、旅行商品の造成状況、販売・催行状況、連携事業者との調整実績及び今後の販売拡大に向けた課題等を取りまとめ、委託者に報告すること。

５　業務実施体制

受託者は、本業務を円滑に遂行するため、業務責任者を配置するとともに、本業務を適切に遂行できる実施体制を整備すること。

また、業務の実施に当たっては、観光かごしま大キャンペーン推進協議会事務局（以下「事務局」という。）との連絡調整を密に行い、必要に応じて関係機関との調整を行うこと。

６　成果品

業務完了時には、次の成果品を提出すること。

⑴　業務実施計画書及び工程表

⑵　旅行商品企画書（行程、販売価格、催行条件、販売方法及び連携事業者等を含む。）

⑶　販売開始を確認できる資料並びに商品紹介文、写真その他の販売促進素材等の電子データ

⑷　業務実施報告書（旅行商品の造成・販売状況、連携事業者との調整状況、プロモーションの実施状況及び契約期間終了後の販売継続に向けた対応状況等を含む。）

７　調査・報告

事務局は、必要があると認めるときは、受注者に対して本業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。この場合において、受注者は、これに従わなければならない。

８　留意事項

⑴　受託者は、本業務の実施に当たり、関係法令及び関係規程等を遵守するとともに、事務局と十分に協議・調整を行い、適切に業務を遂行すること。

⑵　受託者は、本業務により知り得た情報（個人情報を含む。）を適切に管理し、本業務の目的以外に使用し、又は事務局の承諾なく第三者に提供若しくは漏えいしてはならない。この義務は、本業務の終了後又は契約解除後においても同様とする。

⑶　業務の実施に当たり、旅行会社、宿泊施設、ガイド、交通事業者その他の関係機関・事業者との連絡調整は、受託者が主体的に行うこと。ただし、事務局名義による依頼その他事務局による対応が必要な場合は、事前に事務局と協議すること。

⑷　受託者は、企画提案書及び事務局との協議に基づき業務を実施すること。また、業務の実施に当たり、内容の変更又は追加が必要となる場合は、事前に事務局と協議し、その承認を得ること。

⑸　受託者は、本業務において造成する旅行商品について、販売価格、行程、催行条件、予約方法その他販売に必要な事項を明確にするとともに、計画的かつ効率的に業務を進めること。

⑹　旅行商品の販売及び旅行サービスの提供に当たっては、旅行業法その他の関係法令を遵守すること。また、旅行商品の販売、契約、予約受付及び旅行サービスの手配等について、必要な登録等を有する事業者が適切に実施する体制を確保すること。

⑺　受託者は、本業務により作成した成果物について、事務局及び鹿児島県が本事業及び関連する観光振興施策、広報等において利用できるよう、必要な権利処理を行うこと。成果物に係る著作権の帰属及び利用条件については、第三者が権利を有するものを除き、契約書等の定めによるものとする。

⑻　受託者は、成果物に第三者の著作物、写真、映像、商標その他の権利の対象となるものを使用する場合、必要な許諾等を取得し、事務局及び鹿児島県による利用に支障が生じないようにすること。第三者との間で権利侵害等に関する問題が生じた場合は、受託者の責任において対応すること。ただし、事務局又は鹿児島県の指示に起因する場合その他受託者の責めに帰すことができない場合は、この限りでない。

⑼　本業務において取得又は作成したアクセス解析データ、販売実績、効果測定データその他の業務関連データについては、事務局及び鹿児島県が本事業及び今後の観光振興施策に活用できるよう、必要な情報を整理して提出すること。なお、個人情報その他第三者の権利に関わる情報については、関係法令及び契約条件に従い適切に取り扱うこと。

⑽　受託者は、本業務の全部を第三者に再委託してはならない。業務の一部を再委託する場合は、あらかじめ再委託先、再委託する業務の内容及び必要性等を事務局に報告すること。なお、再委託した場合であっても、本業務に係る受託者の責任は免れないものとする。

⑾　旅行商品の紹介、広告その他の情報発信に当たっては、景品表示法、旅行業法その他の関係法令を遵守するとともに、商品内容、価格、宿泊施設、体験内容等について

正確かつ適切な情報を提供すること。

⑿　受託者は、成果物について十分な品質管理を行い、誤字・脱字、事実誤認その他の不備がないことを確認すること。また、成果物に不備が認められた場合は、事務局の指示に従い、速やかに修正等の対応を行うこと。

⒀　本業務の実施に要する経費は、原則として委託料に含むものとする。旅行商品の造成・販売に必要な費用、販売促進素材の制作費その他の経費について、委託料に含まれる範囲を契約締結時に明確にすること。

⒁　受託者は、業務の進捗状況及び旅行商品の造成・販売に係る重要事項について、必要に応じて事務局に報告すること。また、業務の遂行に支障が生じるおそれがある場合は、速やかに事務局に報告し、対応を協議すること。

⒂　本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、事務局と受託者が協議の上、決定するものとする。

⒃　契約期間終了後の旅行商品の販売継続

受託者は、本業務において造成した旅行商品について、契約期間終了後も継続して販売及び催行できるよう検討すること。

なお、契約期間終了後の販売及び催行に係る費用負担、販売主体、関係事業者との契約関係その他必要な事項については、受託者において調整すること。